

臼杵市指定地域密着型サービス 通所介護自己点検シート（基準）

点検した結果を記載して下さい。

【用語の定義】

法・・・介護保険法(平成9年12月17日 号外法律第123号)

基準・・・指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第34号：最終改正平成28年3月31日厚生労働省令第53号）

条例・・・臼杵市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年3月25日条例第3号：最終改正平成28年3月24日条例第16号）

※文中の「通所介護」は「地域密着型通所介護」と読み替えて使用してください。

I 基本方針					
基本方針	<p>指定通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとして行われているか。</p> <p>・事業運営の方針は上記の基本方針に沿ったものとなっているか。</p> <p>・運営規程、パンフレット、その他利用者に説明する文書は、法令、規則等に反した内容となっていないか。</p>	法第73条第1項 条例第206条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
II 人員基準					
従業者の員数等	<p>指定通所介護事業者が指定通所介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとなっているか。</p>	法第78条第4項 条例第207条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(1)生活相談員	<p>通所介護の提供を行う時間数に応じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる生活相談員が1以上確保されるために必要と認められる数となっているか。</p> <p>提供時間数：当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻まで（サービスが提供されていない時間帯を除く） 提供時間数に応じて専ら提供に当たる従業者を確保 ：当該職種の従業者がサービス提供時間内に勤務する時間数の合計（「勤務延時間数」）を提供時間で除して得た数が、基準において定められた数以上となるよう、勤務延時間数を確保すること。 専ら提供に当たる：サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいう。</p>	条例第207条第1項第1号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

	<p>生活相談員については、通所介護の単位の数にかかわらず、通所介護事業所における提供時間数に応じた配置が必要となる。</p> <p>(例1) 提供時間数6時間で1単位の場合、6時間の勤務時間数を1名分確保すればよいことから、従業員の員数にかかわらず6時間の勤務延時間数分の配置が必要</p> <p>(例2) 午前9時から午後2時、午後1時から午後6時の2単位の場合、当該事業所におけるサービス提供時間は午前9時から午後6時となり、提供時間数は9時間となることから、従業員の員数にかかわらず9時間の勤務延時間数分の配置が必要</p> <p>なお、指定通所介護事業所が、利用者の地域での暮らしを支えるため、医療機関、他の居宅サービス事業者、地域の住民活動等と連携し、指定通所介護事業所を利用しない日でも、利用者の地域生活を支える地域連携の拠点としての機能を展開できるように、生活相談員の確保すべき勤務延時間数には、</p> <p>① サービス担当者会議や地域ケア会議に出席する時間</p> <p>② 利用者宅を訪問し、在宅生活の状況を確認したうえで、利用者の家族も含めた相談・援助のための時間</p> <p>③ 地域の町内会、自治会、ボランティア団体等と連携し、利用者に必要な生活支援を担ってもらうなどの社会福祉法人資源の発掘・活用のための時間</p> <p>など、利用者の地域生活を支える取組のために必要な時間も含めることができる。ただし、生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行う必要があり、これらに支障がない範囲で認められるものであること。</p> <p>点 検 事 項</p> <p>社会福祉法第19条にいう社会福祉主事の資格を有する者、又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者に準ずる者となっているか。</p> <p>※社会福祉主事：年齢20歳以上の者であって、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、かつ、下記のいずれかに該当するもの。</p> <p>① 学校教育法に基づく大学等において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者</p> <p>② 厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者。</p> <p>③ 社会福祉士、精神保健福祉士</p> <p>「同等以上の能力を有すると認められる者」とは、社会福祉施設等に勤務したことがあるなど入所者の生活の向上を図るため、適切な相談、援助を行う能力を有すると認められる者をいう。</p>				
(2) 看護職員	<p>指定通所介護の単位ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数となっているか。</p> <p>指定通所介護の単位：同時に一体的に提供される指定通所介護をいう。</p> <p>看護職員：看護師又は准看護師</p> <p>専ら提供に当たる：サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいう。</p>	<p>条例第207条第1項第2号</p>	<p><input type="checkbox"/></p>	<p><input type="checkbox"/></p>	<p><input type="checkbox"/></p>

	<p>看護職員については、提供時間帯を通じて専従する必要はないが、提供時間帯を通じて、指定通所事業所と密接かつ適切な連携を図っているか。</p> <p>病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により、看護職員が指定通所介護事業所の営業日ごとに、利用者の健康状態の確認を行い、病院、診療所、訪問看護ステーションと指定通所介護事業所が提供時間帯を通じて、密接かつ適切な連携を図っている場合には、看護職員が確保されているものとする。</p> <p>密接かつ適切な連携：指定通所介護事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保すること。</p>				
(3) 介護職員	<p>指定通所介護の単位ごとに、提供時間数に応じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる介護職員が、利用者の数が15人までの場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては、15人を超える部分の利用者の数を5で除して得た数に1を加えた数となっているか。</p> <p>提供時間数：当該単位における平均提供時間数（利用者ごとの提供時間数の合計を利用者数で除して得た数）</p> <p>利用者の数：単位ごとの指定通所介護についての利用者の数。実人数。</p> <p>利用定員：単位ごとの指定通所介護についての利用定員。あらかじめ定めた利用者の数の上限。</p> <p>利用者：指定通所介護事業者が、第一号通所事業に係る指定事業者の指定も併せて受け、かつ、これらの各事業が同じ事業所で一体的に運営されている場合にあっては、指定通所介護又は当該第一号通所事業の利用者</p> <p>【指定介護予防通所介護がなおその効力を有するものとされている場合の取扱い】</p> <p>利用者：指定通所介護事業者が、指定介護予防通所介護事業者の指定も併せて受け、かつ、これらの各事業が同じ事業所で一体的に運営されている場合にあっては、指定通所介護又は当該指定介護予防通所介護の利用者</p> <p>(介護職員配置数)</p> <p>単位ごと利用者数と介護職員配置</p> <p>15人まで・・・1人以上</p> <p>16～20人・・・2人以上</p> <p>21～25人・・・3人以上</p> <p>26～30人・・・4人以上</p> <p>○利用者数が16人以上の場合</p> <p>= 1 + (利用者数 - 15) ÷ 5 (端数切上げ)</p> <p>(確保すべき介護職員の勤務延時間数)</p> <p>○利用者が15人までの場合 = 平均提供時間数</p> <p>○利用者が16人以上の場合</p> <p>= 1 + (利用者数 - 15) ÷ 5 × 平均提供時間数</p>	<p>条例第207条第1項第3号</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(4) 機能訓練指導員	<p>1 以上になっているか。          なお、機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事することは差し支えない。</p> <p>・この「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者であるか。          (ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。)</p>	条例第207条第1項第4号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(5) その他	<p>生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤となっているか。</p> <p>常勤：当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする）に達していること。ただし、育児休業、介護休業等育児又は家庭介護を行う労働者の福祉に関する法律第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。</p>	条例第207条第3項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
利用定員が10人以下である場合の従業者の員数	<p>上記第2の1の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定通所介護の単位ごとに、提供時間数に応じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が1以上確保されるために必要と認められる数としているか。</p>	基準第20条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>この場合における生活相談員、看護職員又は介護職員のうち1人以上は、常勤となっているか。</p>	条例第207条第7項 基準第20条第7項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
管理者	<p>指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。          (ただし、指定通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。)</p> <p>管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。          (ただし、施設における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認める場合があっても差し支えない。)</p>	条例第208条 基準第21条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

### Ⅲ 設備基準

設備に関する基準	<p>指定通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えているか。</p> <p>{設備については全て現場確認}</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食事提供、入浴介助がある場合は厨房設備、浴室が整備されているか。</li> </ul>	法第74条第2項 条例第209条第1項 基準第22条第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(1) 食堂及び機能訓練室	<p>食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上としているか。</p> <p>(ただし、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所で差し支えない。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食堂と機能訓練室の合計面積：3㎡×利用定員以上</li> </ul>	条例第209条第2項第1号 基準第40条の4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) 相談室	<p>遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されているか。</p>	条例第209条第2項第2号 基準第22条第2項第2号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3) 設備の専用	<p>上記に掲げる設備は、専ら当該指定通所介護の事業の用に供するものとなっているか。 (ただし、利用者に対する指定通所介護の提供に支障がない場合は、この限りではない。)</p>	条例第209条第3項 基準第22条第3項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(4) 設備を利用した宿泊サービスの提供	<p>利用者に対するサービス提供に支障がない場合で、指定通所介護以外のサービス(宿泊サービス)を提供する場合、サービス提供開始前に市長あてに届け出ているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年4月1日以前に当該サービスを開始している場合は同年9月30日までに行われているか。</li> <li>・変更がある場合は10日以内に、休止又は廃止する場合1月前までに届け出るよう努めているか。</li> </ul>	条例第209条第4項 基準第22条第4項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(5) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	<p>消防法その他の法令等に規定された設備等を確実に設置しているか。</p>	条例第209条第1項 基準第22条第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

## IV 運営基準

内容及び 手続きの 説明及び 同意	(1) 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。	法第74条第2項 条例第224条 (第10条準 用) 基準第37条 (第3条の7準 用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 文書はわかりやすいものとなっているか。 ・重要事項を記した文書に不適切な事項がないか。 ・利用申込者の同意はどのように得ているか。 重要事項： ① 運営規程の概要 ② 従業者の勤務体制 ③ 事故発生時の対応 ④ 苦情処理の体制 ⑤ その他	準用(平11老企 25第3の 一の3(1)) 平18老計発第 0331004号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
提供拒否 の禁止	指定通所介護事業者は、正当な理由なく指定通所介護の提供を拒んではないか。 特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。  (正当な理由とは) ① 当該事業所の現員では対応しきれない。 ② 利用申込者の居住地が通常の事業の実施地域外である。 ③ 適切なサービスを提供することが困難である。	条例第224条 (第11条準 用) 基準第37条 (第3条の8準 用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
サービス 提供困難 時の対応	当該指定療養通所介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定療養通所介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定療養通所介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 ・利用申込者に対する他の事業者への紹介方法はどのように行っているか。	条例第224条 (第12条準 用) 基準第37条 (第3条の9準 用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
受給資格 等の確認	(1) 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。	基準第3条の10	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

	(2) 指定通所介護事業者は、被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定通所介護を提供するように努めているか。	法第78条の3第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
要介護認定の申請に係る援助	(1) 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 ・必要な援助とは ① 要介護認定を受けていないことを確認した場合には、既に申請が行われているかどうかを確認する。 ② 利用申込者の意思を踏まえ申請を促す。	基準第37条 (第3条の11第1項準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 指定通所介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。	基準第37条 (第3条の11第2項準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
心身の状況等の把握	指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 ・利用者の状況把握の方法はどのように行っているか。（サービス担当者会議、本人・家族との面談等）	基準第23条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
居宅介護支援事業者等との連携	(1) 指定通所介護事業者は、指定通所介護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 ・介護を提供するに当たって、居宅介護支援事業者、その他サービス提供者とどのように連携を図っているか。	基準第37条 (第3条の13第1項準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 ・介護の提供の終了に当たって、居宅介護支援事業者、その他サービス提供者とどのように連携を図っているか。	基準第37条 (第3条の13第2項準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号（第65条の4各号）のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定通所介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。 「施行規則第64条第一号（第65条の4第一号）イ又はロに該当する利用者」とは、 ①居宅介護支援事業者に居宅サービス計画の作成を依頼することをあらかじめ市町村に届け出る。 ②その居宅サービス計画に基づく指定居宅サービスを受ける利用者をいう。	基準第37条 (第3条の14準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	指定通所介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定通所介護の提供を行っているか。	基準第37条 (第3条の15準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
居宅サービス計画等の変更の援助	指定通所介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。 ・利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合、法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明を行っているか。	基準第37条 (第3条の16準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
サービスの提供の記録	(1) 指定通所介護事業者は、指定通所介護を提供した際には、当該指定通所介護の提供日及び内容、当該指定通所介護について法第41条第6項（法第42条の2第6項）の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費等の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。	基準第37条 (第3条の18第1項準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 指定通所介護事業者は、指定通所介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。	基準第37条 (第3条の18第2項準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
利用料等の受領	(1) 指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定通所介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。  ・1割又は2割相当の支払いを受けているか。	基準第24条第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。 〔法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護を提供した場合〕 ・10割相当額の支払いを受けているか。	基準第24条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 指定通所介護事業者は、上記(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、利用者から受けることのできる次の費用の額以外の額の支払を受けていないか。  ① 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 ② 指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える	基準第24条第3項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

	<p>③ 食事の提供に要する費用 ③の費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年厚労省告示第419号）の定めるところによる。</p> <p>④ おむつ代</p> <p>⑤ ①～④に掲げるもののほか、通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 なお、⑤の費用の具体的な範囲については、別に通知された「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」による。</p> <p>(⑤その他の日常生活費)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合の費用</li> <li>・ 利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合の費用</li> </ul>					
	(4) 指定通所介護事業者は、(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。	基準第24条第5項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(5) 指定通所介護事業者は、指定通所介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、厚生省令（施行規則第65条、第65条の5）で定めるところにより、領収証を交付しているか。	法第42条の2第9項（第41条第8項準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(6) 指定通所介護事業者は、法第41条第8項、法第42条の2第9項の規定により交付しなければならない領収証に、指定通所介護について居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定通所介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定通所介護に要した費用の額とする。）食事の提供に要した費用の額に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。	介護保険法施行規則第65条の5（第65条準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 領収証には費用区分を明確にしているか。</li> </ul> <p>① 基準により算定した費用の額又は現に要した費用</p> <p>② 食事の提供に要した費用</p> <p>③ その他の費用（個別の費用ごとの区分）</p>					
保険給付の請求のための証明書の交付	指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。	基準第37条（第3条の20準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
指定通所介護の基本取扱方針	(1) 指定通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われているか。	基準第25条第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 指定通所介護事業者は、自らその提供する指定通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	基準第25条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

指定通所介護の具体的な取扱方針	<p><b>※地域密着型通所介護のみ</b></p> <p>① 指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。</p>	基準第26条第1項第1号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p><b>※地域密着型通所介護のみ</b></p> <p>② 指定地域密着型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割をもって日常生活を送ることができるよう配慮して行なうものとする。</p>	基準第26条第1項第2号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>(1) 指定通所介護の提供に当たっては、通所介護計画に基づき、(※地域密着型通所介護のみ：漫然かつ画一的にならないように) 利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っているか。</p>	基準第26条第1項第3号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>(2) 通所介護従業者は、指定通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。</p>	基準第26条第1項第4号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>(3) 指定通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っているか。</p>	基準第26条第1項第5号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>(4) 指定通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供しているか。 特に、認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えているか。</p>	基準第26条第1項第6号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
通所介護計画の作成	<p>(1) 指定通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成しているか。</p>	基準第27条第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>(2) 通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しているか。</p>	基準第27条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>(3) 指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。</p>	基準第27条第3項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>(4) 指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画を作成した際には、当該通所介護計画を利用者に交付しているか。</p>	基準第27条第4項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

	(5) 通所介護従事者は、それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行っているか。	基準第27条第5項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
利用者に関する市町村への通知	指定通所介護事業者は、指定通所介護を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ①正当な理由なしに指定通所介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 ②偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	基準第37条 (第3条の26準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
緊急時等の対応	通所介護従業者は、現に指定通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	基準第37条 (第12条準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
管理者の責務	(1) 指定通所介護事業所の管理者は、指定通所介護事業所の従業者の管理及び指定通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	基準第28条第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 指定通所介護事業所の管理者は、当該指定通所介護事業所の従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	基準第28条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
運営規程	指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めているか。  ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定通所介護の利用定員 ⑤ 指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑥ 通常の事業の実施地域 ⑦ サービス利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ その他運営に関する重要事項  ・ ①～⑩の内容は適正か。	基準第29条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

勤務体制の確保等	(1) 指定通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定通所介護を提供できるよう、指定通所介護事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めているか。	基準第30条第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、当該指定通所介護事業所の従事者によって指定通所介護を提供しているか。 ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。	基準第30条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 指定通所介護事業者は、通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	基準第30条第3項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
定員の遵守	指定通所介護事業者は、利用定員を超えて指定通所介護の提供を行っていないか。 (ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。)	基準第31条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
非常災害対策	指定通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。	基準第32条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
衛生管理等	(1) 調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法等関係法規に準じて行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 指定通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。	基準第33条第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。	基準第33条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
掲示	指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。  ・ 記載事項、文字の大きさ、掲示方法等の確認 ・ 掲示事項の内容は、届け出ている内容や実態に相違していないか。	基準第37条 (第3条の32準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
秘密保持等	(1) 指定通所介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	基準第37条 (第3条の33第1項準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

	(2) 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	基準第37条 (第3条の33第2項準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 指定通所介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか	基準第37条 (第3条の33第3項準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
広告	指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	基準第37条 (第3条の34準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	指定通所介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	基準第37条 (第3条の35準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
苦情処理	(1) 指定通所介護事業者は、提供した指定通所介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	基準第37条 (第3条の36第1項準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 指定通所介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	基準第37条 (第3条の36第2項準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 指定通所介護事業者は、提供した指定通所介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	基準第37条 (第3条の36第3項準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4) 指定通所介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、(3)の改善内容を市町村に報告しているか。	基準第37条 (第3条の36第4項準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(5) 指定通所介護事業者は、提供した指定通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	基準第37条 (第3条の36第5項準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

	(6) 指定通所介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(5)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	基準第37条 (第3条の36第6項準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
※地域密着型通所介護のみ 地域との連携	<b>※地域密着型通所介護のみ</b> (1) 指定地域密着型介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、運営推進会議という）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。	基準第34条第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<b>※地域密着型通所介護のみ</b> (2) 前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しているか。	基準第34条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<b>※地域密着型通所介護のみ</b> (3) 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っているか。	基準第34条第3項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4) 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業、その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。	基準第34条第4項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<b>※地域密着型通所介護のみ</b> (5) 指定通所介護事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行うよう努めているか。	基準第34条第5項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
事故発生時の対応	(1) 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	基準第35条第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 指定通所介護事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	基準第35条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	基準第35条第3項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4) 指定通所介護事業者は、基準第22条第4項の指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第一項及び第二項の規定に準じた必要な措置を講じているか。	基準第35条第4項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

会計の区分	(1) 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定通所介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。	基準第37条 (第3条の39準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
記録の整備	(1) 指定通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	基準第36条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 指定通所介護事業者は、次に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しているか。 ① 地域密着型通所介護計画 ② 条例第21条第2項に規定する提供した具体的なサービス内容等の記録 ③ 条例第29条に規定する市町村への通知に係る記録 ④ 条例第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録 ⑤ 条例第222条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑥ 条例第221条に規定する報告、評価、要望、助言等の記録	条例第223条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	